

| | | | | |
|---|---|------|-----|--|
| 件名 | 全ての差別をなくし、人権が尊重され多様性が認められるまちづくり実現のため、その基本的な考え方や取組を規定する条例の制定に関する陳情 | | | |
| 提出者住所氏名 | 墨田区吾妻橋 F | | | |
| 受理年月日 | 令和2年9月2日 | 受理番号 | 第6号 | |
| <p>要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 (仮称)墨田区人権尊重のまちづくり条例の制定を視野に入れ、検討を開始してください。 2 表現の自由等の人権に配慮した上で、公の施設等におけるヘイトスピーチを防止するための基準を策定してください。 <p>(理由)</p> <p>様々な人権課題について、国は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律、部落差別の解消の推進に関する法律等の関係法令を整備し、以降、地方自治体においても法令を根拠とした各種の差別禁止条例が制定されています。また、墨田区は、今日まで長年にわたり部落差別と戦ってきた歴史を持つとともに、最近では、平成30年に、全国に先駆け「見た目問題」に関する陳情を採択し、新たな人権課題にも挑戦しています。</p> <p>他方、新型コロナウイルス感染症は、感染者、濃厚接触者、医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別が行われるなど、人権上の問題が指摘されています。このことは、善良な市民が、きっかけさえあれば罪の意識もなく安易に人権を侵害する可能性があることを示唆しています。さらに、SNSの誹謗中傷をきっかけに著名な女子レスラーが自殺するなど、インターネット上での言葉の暴力に対する法改正の動きもあります。</p> <p>こうした経緯も踏まえ、今こそ(仮称)墨田区人権尊重のまちづくり条例の制定を視野に入れ、検討を開始するべきです。</p> <p>昨年9月15日、「さよなら韓国！国民大行進in錦糸町」(主催：行動する保守運動)と題する不当な差別的言動(ヘイトスピーチ)を繰り返すデモ行進が、錦糸公園から錦糸町駅周辺にかけて行われました。東京都総務局は、昨年12月9日、東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例第12条第1項の規定に基づき、このデモ行進における一部の言動をヘイトスピーチと判断し公表しましたが、街宣活動は繰り返されています。また、東京都は、同条例第11条に基づき、公の施設の利用制限に関する基準を策定しています。こうした基準・ガイドラインは、川崎市をはじめ、いくつかの自治体で既に策定されていますが、墨田区においても、憲法第21条に規定する集会、表現の自由に適切に配慮した上で、同様の基準を策定してください。</p> <p>以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> | | | | |